



## ポツダム宣言の受諾と新たな教育法現象（1）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2013-04-03 キーワード: 作成者: 古野, 博明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00006082">https://doi.org/10.32150/00006082</a>

## ポツダム宣言の受諾と新たな教育法現象（1）

古野 博 明

北海道教育大学名誉教授

### The Occurred New Phenomena of Education Law under the Accepted Potsdam Declaration in Japan (1)

KONO Hiroaki

Professor Emeritus, Hokkaido University of Education

#### 概 要

戦後日本の教育改革はポツダム宣言の受諾を起点に、わが国未曾有の外国人軍隊占領下に開始された。本稿は戦後教育改革の始原をこう捉えて、ポツダム宣言の受諾により超憲法的な法秩序が出現した事実の教育改革立法史的な意義を探究するとともに、8月15日正午からの放送で全臣民に周知徹底された14日付け詔書の新戦略が戦時教育改革法制を非軍事化のみを標榜し民主化に対抗する國體護持教育法制へと移行させてゆく動態を、教育法制史的にあらためて位置づけ直したものである。本号ではこのうち、①超憲法的法秩序の出現、②和平実現を通路とする國體護持プログラムの先行、につき検討した。

#### はじめに——日本公教育第二段階の始まり

1945（昭20）年8月15日の正午、「君が代」の奏楽に続いて、ラジオから人々の耳に流れ込んできたのは録音された天皇の声であった。「チンフカクセカイノタイセイト テイコクノゲンジョウトニカンガミ ヒジョウノソチヲモッテ ジキョクヲ シュウシュウセント ホッシ ココニチュウリヨウナルナンジシンミンニツグ」こう始まったすでに予告済みの重大放送はノイズがまじってひどく聞き取りにくかったらしいが、言葉のはしばしからだれもがただちにそこに、大東亜戦争の敗戦による終結という大方の予期せぬ重大事が告知されているのを感じ取ったのであった<sup>(1)</sup>。昭和20

年8月14日付けで発せられ、この日音声をもって全臣民に伝えられた、全文802文字、五つのパラグラフから成る「終戦の詔書」はこう続いている。

「朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑々帝国臣民ノ康寧ヲ図リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主權ヲ廢シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利アラス加<sup>シカノミナラス</sup>之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻<sup>シキリ</sup>ニ無辜<sup>ムコ</sup>ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至

ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破局スヘシスノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ」(以上第二および第三パラグラフ、官報号外 昭和二十年八月十四日、ルビは引用者)

8月14日米英ソ中四国政府に通告されたポツダム宣言受諾の決定は、この放送によりはじめて人々の知るところとなる。1931(昭6)年9月18日夜奉天(現瀋陽)市郊外柳条湖において、日本陸軍の中国東北部に駐屯した部隊関東軍によって計画され実行された、南満州鉄道の鉄道線爆破事件から数えて足かけ15年にわたり継続した戦争、その最終段階であるアジア太平洋戦争は、こうして、ようやく終わりを告げたのであった。

1945(昭20)年8月15日真昼の時間帯は、こういうことがあって、日本じゅうが水を打ったように静まりかえったのだった。宮本百合子の小説「播州平野」(1946)がいちはやくそのときの情景をこう描いたのはよく知られている。

「そのときになってひろ子は、周囲の寂寞におどろいた。大気は八月の炎暑に燃え、耕地も山も無限の熱気につつまれている。が、村じゅうは、物音一つしなかった。寂として声なし。全身にひろ子はそれを感じた。八月十五日の正午から午後一時まで、日本じゅうが、森閑として声をのんでいる間に、歴史はその巨大な頁を音なくめくったのであった。東北の小さな田舎町までも、暑さとともに凝固させた深い沈黙は、これまでひろ子個人の生活にも苦しかったひどい歴史の悶絶の瞬間でなくて、何であらう。ひろ子は、身内が顫えるようになってくるのを制しかねた。」(『全集第6巻』新日本出版社、1979、11頁、ルビは原文)

わが国の「戦後」はこのようにしてこの日から始まる。戦争の惨禍すなわち①前線における、アジア太平洋諸地域の人々および日本人同胞に対する甚大な、人道に著しく悖る人間破壊的加害行為、②一億総マインドコントロール下に強いられた銃後のおびただしい犠牲、③植民地占領地に在住した日本人の、降伏通告後における筆舌に尽くしがたい苦しみ<sup>(2)</sup>を携帯しながら、アジア極東の島

国社会はとにもかくにも動き出したのであった。

しかして占領軍の進駐は8月28日午前8時28分、先遣隊146名の、神奈川県厚木の海軍航空隊基地到着に始まった。同30日午後2時5分には、14日に米国大統領トルーマンより連合軍最高司令官 Supreme Commander for Allied Powers (以下 SCAP と略称) に任命されたばかりのアメリカ太平洋陸軍 U. S. Army Forces in the Pacific (以下 USAFPAC または単に AFPAC と略称) 総司令官ダグラス・マッカーサー Douglas MacArthur が厚木飛行場に降り立ち、マッカーサー一行は乗用車25台トラック10台に分乗してただちに戸塚経由で横浜は山下公園のニューグランドホテルに向かった。そして夕方までには、すでに準備されたとおりに、港の埠頭にまちかい税関ビルに USAFPAC の総司令部が開設される運びとなる<sup>(3)</sup>。こうしてわが国は、有史以来初めて外国人軍隊の軍事占領下に置かれ始めたのであった。これよりさきの8月26日日本側では外務省の外局として終戦連絡事務局が設置され〔終戦連絡事務局官制(昭20勅令496)〕、かかる事態に対応する準備が開始されていた。

戦後日本の教育改革は、かくして政治、社会、経済など他分野の改革と同じく、ポツダム宣言の受諾および連合軍(大部分はアメリカ軍)の軍事占領開始という歴史的な大事件を始原とし、いやおうなしに非軍事化と民主化をめざして開始される。それは明治維新およびそれにとまなう教育改革ほどの大変革ではなかったにせよ、近代日本社会と公教育の歴史に時代を画す最大の出来事として、日本公教育の第二段階の始まりを告げるものであった。ではこのとき日本人は、公教育のどんな問題を、いかなる政治的・法制的条件のもとで、どのように処理しなければならなかったのか。また戦争がもたらした経済的諸結果を受けて国家財政の逼迫とインフレーション高進の下、人々の生活は困窮をきわめ国民精神もまた占領権力の強大さに圧倒される中で、教育諸問題をじっさいにどう処理しようとし、かつしえたのであったか。

戦後教育改革の歴史的意義を探究し、公教育の非軍事化・民主化という目的・手段にかかって展

開した当事者の諸々の意図と結果を問題にするさい、われわれはその始まりから、戦後処理の向きに作用した複数の、重大な原因が存し、それらが織り成されて一定の具体的結果が生まれてゆくことにじゅうぶん注意してかからなければならない。それら作用原因とはなにで、またそれらは教育法制度のありよういかに影響したか。戦後教育改革立法政策の生成プロセスのイメージをうまく浮かび上がらせるためには不可欠と考えられるので、著者は以下の探究を、すでに論じつくされた観はあってもあえて、先行諸研究を糧にこの原則的な論題をあらためて学習しなおす作業からスタートしようと思う。

## 1 超憲法的法秩序の出現

### (1) 国内法としての降伏文書

さて、9月2日午前9時4分より東京湾横浜沖に碇泊ちゅうの米国戦艦ミズーリ号甲板上で、降伏文書の調印式が行われて、戦争は正式に決着する。わが国の近代法制史上に異例の同文書には「一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ聯合國ニ対スル無条件降伏」の布告をはじめ、敵対行為の終止およびすべての船舶航空機や軍用非軍用財産の保存・毀損防止ならびに最高司令官またはその指示により日本政府諸機関が課す要求遵守についての日本軍・日本国民に対する命令、大本営に対する日本軍指揮官への無条件降伏命令発布の命令、SCAPが発したその委任により発せられる布告・命令・指示の遵守施行や非戦闘的任務遂行についての官庁・陸海軍の全職員に対する命令、ポツダム宣言諸条項の誠実な履行および同宣言実施のためSCAPや特定の連合代表者が命令を発した措置を執ることにかんする天皇・日本政府・それら後継者に対する約束、日本政府・大本営に対する俘虜・被抑留者の即時解放保護等についての命令、といった諸事項が定められており、末項においては「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ

置カルルモノトス」\*と規定されていた。日本側からは「大日本帝国天皇陛下及日本国政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ」重光葵<sup>しげみつまもる</sup>外相、「大日本帝国大本営ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ」梅津美治郎<sup>うめづ よしじろう</sup>参謀総長がこれに臨んで署名したのであった。（官報号外 昭和二十年九月二日）

\*念のため降伏文書末項の正文である英文を掲げておく。

以下のとおりであった。

The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms of surrender.

降伏文書の公表は、官報（官報号外 昭和二十年九月二日）において、同文書への署名を政府・大本営に命じた旨とこれにもとづく一般命令第1号が交付された事実を告知し、かつ「敵対行為ヲ直ニ止メ武器ヲ措キ且降伏文書ノ一切ノ条項並ニ帝国政府及大本営ノ発スル一般命令ヲ誠実ニ履行センコト」を全臣民に命じた9月2日の詔書のあとに、「政府及大本営布告」の形式をもって行われた。

問題はこれの法律的性質、国内法秩序に占める意義と位置である。そこでわれわれの戦後日本教育改革にかんする史的探究においても、当時日本管理法令研究会（東京帝国大学法学部有志）に集う実定法学者たちがすでに個々にまた共同して、敗戦により生まれた新たな法秩序の研究を機敏に開始していた事実およびその結論を直視し、上記のような内容の諸条項には（好むと好まざるとにかかわらず）、「憲法の上に立つ」国内法としての拘束力があつたことを確認してかかる必要があるのではないか。すなわち当時すでに第一線の行政法学者であつた田中二郎は、一面では降伏文書の調印が条約締結の大権（帝国憲法13条）および軍統帥大権（同11条）の発動としてなされたものと解しつつも、それと同時に他面においては、諸条項の実体的内容的特質とりわけ末項の規定から言ってそれが「憲法の上に立つ条約としての拘束力」をもつことを認めなければならないとしながら、結論的にはその法的性質にかかつて、仮に調印そのも

のが「憲法上の大権にもとづいたものであるとしても、その結果としての効果は、憲法の上に立つ新たな権力を承認するに至ったこととなる」と指摘していた<sup>(4)</sup>。とりわけ彼が降伏文書の国内法的意義とその根拠を次のように説いていたのを、あらかじめ重視してかかるのが有意義かと思う。

「私は降伏文書が一種の国内法として拘束力をもつものであると考へる。降伏文書はいはば憲法によつて憲法の上に出た国内法に外ならぬ。『憲法によつて』といふのは、憲法の定むる所により、天皇の大権に基いて受諾せられたことを意味し、『憲法の上に出た』といふのは、憲法の予定しない憲法以上の、従つて将来憲法の改正そのものの指令まで予想し、内包した所のものであることを意味する。かやうな性質をもつ降伏文書が従来の普通の条約と異なること、而して政府に於てこれを条約として取扱はなかつたのはむしろ当然であり、憲法の定めた国法の諸形式を以て説明しきれないのも当たりまへといはねばならぬ。問題は、ただ憲法上、天皇にかやうな降伏文書を受諾する権限ありや、の点に在るといへばいへようが、それが肯定せられる限り——それは肯定し得てあらう——仮にそれが憲法なり憲法の下に在る各種の国法に矛盾することがあらうとも降伏文書そのものの方が優先的に国内法としての拘束力を主張し得るものであり、これに抵触する限り、他の国内法はむしろ改正せられたものと考へねばならぬ。降伏文書が『布告』せられたのは恐らくかういふ意味に於てであらうと思はれる。」「日本管理法令と国内法」『日本管理法令研究』第1巻第1号（大雅堂，昭21），55頁，傍点は原文]

本項標題に「超憲法的法秩序」とはこのような意味で、すなわち帝国憲法の定めるところに従つて「憲法の上」に出た、つまり「憲法の予定しない憲法以上の、従つて将来憲法の改正そのものの指令まで予想し、内包したところ」の新たな法秩序の謂いで用いたものである。戦後教育改革立法成立の始原をポツダム宣言の受諾という歴史的大事件に置いて考察しなければならぬと考えまたそうしようとする場合、降伏文書のもつ憲法を超出した国内法としての拘束力を確認してかかるというのは、問題の実体や本質に迫るためには欠くことのできない方法的態度だと思われる。連合国

軍統治下日本教育管理がもたらした教育法現象そのものの教育法制史的意義をいささかも軽視できないというのもこの理由による。これまでの戦後教育改革史研究においては、なぜか超憲法的法秩序の出現がもつ教育改革立法史的意義には言及されないのがふつうであった。

かかるしだいで「憲法の上に出た国内法」としての意義を有する降伏文書の規定に従い、同日国内外の日本軍の戦闘停止と武装解除などを命じた「一般命令第1号 General Order Number 1, 陸, 海軍」およびこれを敷衍する必要な訓令ならびにそれらの遵守を指示する指令第1号 Directive No.1が、翌3日には帝国政府および大本営が執るべき主として軍事関係の措置・内容を具体的に指示する指令第2号 Directive No.2が発せられた。占領軍の日本管理は、(必然の成り行きとして)まずは、日本軍の解体と軍の行政関与の排除をめざす活動から開始されたのである。9月17日にはAFPACの総司令部が横浜から東京に移され、日比谷交差点そばお濠端の第一生命ビルがその事務所となった。すでに15日に設置済みの経済科学局 Economic and Science Section に続き、22日軍政局 Military Government Section から教育、宗教その他文化的な諸事務が分離独立せられ、内幸町の東京放送会館(旧NHKビル)を事務所として、民間情報教育局 Civil Information and Education Section がAFPACの一セクションとして組織された<sup>(5)</sup>。また同日帝国政府に対し経済統制、生産の奨励、生産禁止品目等にかんする指示命令を規定した指令第3号 Directive No.3が発せられている。

いっぽう「天皇ノ大<sup>タイトウ</sup>下」の最高統帥部〔大本営令(昭12軍令1)、ルビは引用者〕を称して設置されていた大本営は9月13日(官報9月15日)廃止となり〔大本営復員並廃止要領(昭20軍令3)〕、1893(明26)年以来のその戦争指導行為に終止符が打たれた。同17日には終戦連絡事務局改組問題をめぐる閣内対立が原因で、外交一元化を理由に、この機関を内閣直屬に移管しようとする内閣案に反対した重光外相が辞任、後任に元駐英大使吉田茂<sup>よしだ しげる</sup>が起用された。ちなみに終戦連絡事務局が外務省直屬の

まま機構と陣容を再編強化して再スタートするのは10月1日のことである〔終戦連絡事務局官制改正(昭20勅令550)〕。

また9月20日大日本帝国憲法第8条第1項が定める特別の事情がある場合の例外的な立法形式、緊急勅令の制度が発動され、「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件(昭20勅令542)、これを施行するための、昭和二十年勅令第五百四十二号施行ニ関スル件(昭20勅令543)が公布された。これらによって、連合国軍最高司令官の命令(一般命令、指令、覚書)を実施するため法制上の措置をとる必要がある場合には、かかる緊急勅令にもとづく命令(勅令、閣令、省令)を制定することができることとなったのである。

## (2) 日本管理法令の根本原則たる初期対日方針

降伏文書につづいて、あらかじめいねいな復習を試みておくべき、戦後教育法制史上重要な観察ポイントがもう一つ存する。米国が指名した最高司令官指揮下の占領軍による軍事占領〔第2部〔連合国ノ権力〕a項〕と、最高司令官が「米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ天皇ヲ含む日本政府機関及諸機関ヲ通ジテ其権力ヲ行使」し、最高司令官の指示の下に日本政府が「国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコト」(同前b項)を許容するという管理方式(いわゆる間接統治の原則)とを単刀直入に内外に知らせた、降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針 UNITED STATES INITIAL POST SURRENDER POLICY FOR JAPAN(以下初期対日方針と略称)がそれである。占領統治のあり方の基本を方向づけたこの政策文書は、SCAPには8月29日に打電され9月6日にはすでに正式に送付済みであったが、一般には9月22日アメリカ合衆国政府の公表によってはじめてあきらかになったものである(23日国内発表, 24日付け新聞各紙掲載)。(6)形式上は米国の占領政策の指針を示した文書にちがいないが、連合国軍の大部分が対日戦を優勢な軍勢力を注ぎ込んで主に進めた米軍であったこと、日本管理政策の樹立施行もまた「米国が連合国を代表して」行なってお

り、連合国軍の責任者 SCAP が米国大統領指名のアメリカ太平洋陸軍総司令官ダグラス・マッカーサーであったことなどに鑑みれば、内容において初期対日方針は、当然「実質的に連合国の日本占領及管理政策の根本原則を示す重要な意義を有する」とみるべきものであった(7)。またそれは米国政府の SCAP に対する訓令的な政策文書であって「直接日本にあてられたものでないから、日本に対して正式に法的効力を有するものではない」(8)と解されるものではあった。が、にもかかわらずそれらの理を超出して重要だったのは、詳細かつ明確に示された政治、社会、経済上の諸々の政策項目がポツダム宣言の定める根本原則を「より具体的に敷衍し闡明したもの」にほかならず、また以後 GHQ/SCAP から次々と発せられる諸々の覚書の内容に対しては「その根本原則を提示」した文書としての意義をもつとみないわけにはいかないという冷徹な条理である(9)。戦後教育改革立法政策史の探究においても初期対日方針のポツダム宣言や降伏文書に劣らぬ重要な位置と意義を重視してかからなければならない理由はここにある。

では上記のような性質をもつ初期対日方針は、日本管理の根本法として具体的になにを SCAP に指示したのであったか。当時すでに適切に説かれていた内容にそくして要約し、整序し直しておく(10)、第一に、なによりもまず、ポツダム宣言第6項に「吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ、日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」とあるのを敷衍して、日本から軍国主義を永久に除去するという連合国軍日本管理のめざす根本原則を具体的明示的に指示したというのがそのもっとも重要な内容を成す。第1部(究極ノ目的)前段a項には「日本ガ再ビ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキヤウ保證スルコト」とあり、同後段b項はその目的達成の主要手段の一つとして

「日本ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍国主義化セラルベシ，軍国主義者ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本ノ政治，経済及社会生活ヨリ一掃セラルベシ，軍国主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ」と定めていたというのがそれである。

注視を要するのは、この根本原則をさらに詳細に具現した二つの条項である。第一に、第3部(政治) a項においては冒頭で軍国主義除去に向けての根本方針を再確認しながら、そのうえで①陸海空軍・秘密警察組織・民間航空機の保有禁止、陸海軍の武装解除・解体、大本営・参謀本部(軍令部)や全秘密警察組織の解消、陸海軍の資材、艦船、施設、軍・民間の航空機の引渡し・処分、②大本営をはじめ陸海軍の高級職員・超国家主義組織の指導者等の拘禁および公職からの排除、超国家主義的軍国主義的な諸団体・機関の解消、③(軍事教練を含む)理論上実践上の軍国主義・超国家主義の教育制度からの除去、陸海軍の職業的将校・下士官・一切の軍国主義的超国家主義的代表人物の監督的教育的地位からの排除と、いわば①陸海軍等、②陸海軍事等、③教育制度の三分野がとくに取り出され、それぞれの諸措置が掲げられている。これらは軍国主義除去の根本原則の明確な具体化を図ったものであるが、このうち①は先掲の指令第1号および指令第2号においてすでに施行が開始されていた事項であるから、日本管理そしてまた教育管理のその後の展開とのからみで注目②と③ということになる。つまり②の指示は、ポツダム宣言第6項の趣意をその目的実現のネガティブな手段にかかって敷衍したものとみられ、同規定を1946(昭21)年1月4日のMemorandum concerning Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office(好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書)やMemorandum concerning Abolition of Certain Political Parties, Associations, Societies and Other Organizations(或る種類の政党、協会、結社その他の団体の廃止に関する覚書)に架橋する位置と役割をになうことになったとみられるのである。同

様にしてそのような敷衍の仕方を教育事項にまで押し広げているのが③の二つの事項である。これらもまた、ポツダム宣言第6項など該条項と10月22日のMemorandum concerning Administration of Educational System of Japan(日本ノ教育制度ノ行政ニ関スル覚書)や12月31日のMemorandum concerning Suspension of Courses in Morals (Shusin), Japanese History and Geography(修身、日本歴史及地理ノ学科課程停止ニ関スル覚書)などとの間を架橋したと解されよう。

第二に第3部(政治) b項には、「最高司令官又ハ適当ナル聯合國機関ニヨリ戦争犯罪人トシテ告発セラレタル者(聯合國俘虜又ハ其ノ国民ヲ虐待セル廉ニヨリ告発セラレタル者ヲ含ム)ハ逮捕セラレ裁判ニ付サレ、有罪ノ判決アリタルトキハ処罰セラルベシ、聯合國中ノ他ノ国ヨリ其ノ国民ニ対スル犯罪ヲ理由ニ要求セラレタル者ハ、最高司令官ニヨリ裁判ノ為又ハ證人トシテ或ハ其ノ他ノ理由ニヨリ必要トセラレザル限り、当該国ニ引渡し拘禁セラルベシ」とある。ポツダム宣言第10項前段の規定「吾等ノ俘虜虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ」をより具体的に明確に定めたこれらの指示にもとづいて、1946年1月22日付けで極東軍事裁判所条例Charter of the International Military Tribunal for the Far Eastが発せられ(同年4月26日改正)、戦争犯罪人として逮捕、拘引された者はその後、(上記b項後段にいう者を除いて)「聯合國の共同の裁判」に付される運びとなるのであった<sup>(11)</sup>。

つぎに、SCAPに対し指示された事柄で第二の注目点は、代議政体の奨励を中身とした民主主義的統治機構確立にかんする規定である。第1部(究極ノ目的)前段b項に「他国家ノ権利ヲ尊重シ國際聯合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米國ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ追テ樹立スルコト、米國ハ斯ル政府ガ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表明セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレザルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ聯合國ノ責任ニアラズ」とあり、さらにそのうえで、占領目的達

成手段の一つとして同後段 c 項末尾に「民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルベシ」と規定されているのがそれである。統治機構のあり方にかんするかかる姿勢の堅持は、ありていにいえば、初期対日方針が一般的に日本の統治機構が民主主義的で代議的なそれを採るようつよく要請するに止まったことを意味する。第 2 部（連合国ノ権力）b 項末尾の指示も「封建的又ハ権力主義的ナ傾向ヲ修正セントスル統治形式ノ変更」は「日本政府ニ依ルト日本国民ニ依ルトヲ問ハズ許容セラルベシ」と、その趣意を再度闡明するだけだったし、また政府ないし国民が「反対者抑圧ノ為強力ヲ行使スル場合」の、「最高司令官ハ麾下<sup>キカ</sup>ノ部隊ノ安全並ニ占領ノ目的達成ヲ保障スルニ必要ナル限度ニ於テ之ニ干渉スルモノトス」（ルビは引用者）との規定も限定的留保の域を出ていないとみられよう。

つまり初期対日方針は、ポツダム宣言第10項中段に「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障碍ヲ除去スベシ」とあるのをふまえて、その実現に必要な諸措置を執るためにまた日本の統治形態の、代議制採用による民主化を方向づけるべく SCAP に命じてはいるが、代議制統治機構の具体的ありようにかんする特定の選択肢を指示することはせず、間接統治方式の採用を告げたあとに「尚右方針ハ最高司令官ヲシテ米国ノ目的達成ヲ<sup>(ママ)</sup>目途スル前進的の改革ヲ抑ヘテ天皇又ハ他ノ日本ノ政府機関ヲ支持スルモノニアラズ即チ右方針ハ現在ノ日本統治形式ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持スルモノニアラズ」〔第 2 部（連合国ノ権力）b 項〕と述べるのみで、ポツダム宣言第12項の文意そのままに、これを日本国民の意思にゆだねる方針を闡明したのであった。初期対日方針の根本的枠組みは、こうして、代議制の具体的形態を探究する日本国民の、自由な意思表明を阻害する手段の除去を軸に組み立てられていたとみることができる。

これに対し第三に、教育改革立法史的な観点からも注目を要するのは、占領目的達成の主要手段を規定した第 1 部（究極ノ目的）後段 c 項に、ポツ

ダム宣言第10項後段の規定（「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」）にもとづいて、「日本国国民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求並ニ基本的人権特ニ信教、集会、言論及出版ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セラルベシ」とあり、第 3 部（政治）c 項（個人ノ自由及民主主義過程ヘノ冀求ノ奨励）においてはさらに基本的人権関係の諸事項がより具体的に列挙され指示されたことである。一々をバラして掲示してみるとこうである。

- ・宗教の信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直チニ宣言セラルベシ
- ・日本人ニ対シ極端ナル国家主義的並ニ軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ
- ・日本国民ハ米国及其他ノ民主主義国家ノ歴史、制度、文化及成果ヲ知ル機会ヲ与ヘラレ且ツ其ノ事ヲ奨励セラルベシ
- ・占領軍人員ノ日本人トノ交渉ハ所要ノ限度ニ於テノミ占領政策並ニ占領目的ヲ促進スル為統制セラルベシ
- ・集会及公開言論ノ権利ヲ保有スル民主的政党ハ奨励セラルベシ但シ占領軍ノ安全ヲ保持スル必要ニ依リ制限セラルベシ
- ・人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラルベシ
- ・本文書ニ述ベラレタル諸目的並ニ諸政策ト矛盾スルモノハ廃止、停止又ハ所要程度ニ修正セラルベシ
- ・此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラルベシ
- ・政治的理由ニヨリ日本当局ニヨリ不法ニ監察セラレ居ル者ハ釈放セラルベシ
- ・司法、法律及警察組織ハ第三部ノ一及ニ於テ掲ゲラレタル諸政策ニ適合セシムル為出来得ル限り速ニ改革セラルル<sup>(ママ)</sup>爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルベシ

さきの第 1 部後段にある究極の目的を達成する主要手段 c 項やみられるような諸事項が示しているのは、初期対日方針があきらかに基本的人権尊重主義の原則を採っていたということである。これは代議制統治形態の具体的ありようにかんする柔軟姿勢とは異なって、喫緊の不退転の強力的要求であった。しかもこうした連合国側の立法政策

において精神生活における自由の問題が優先的に重視されていること、なかんずく宗教の自由を最優先する傾きが顕著に認められるのはとくに眼を注いでよく、連合側側の教育立法政策の以後の展開をみる場合に、また日本側の対策と対比してくりかえし検討を要する事柄である。

またここで「集會及公開言論ノ權利ヲ保有スル民主的政党ハ奨励セラルベシ」とあり、「人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廢止セラルベシ」「又本文書ニ述ベラレタル諸目的並ニ諸政策ト矛盾スルモノハ廢止、停止又ハ修正セラルベシ」と言い、「此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廢止又ハ適宜改組セラルベシ」「政治的理由ニヨリ日本当局ニ不法ニ監察セラレ居ル者ハ釈放セラルベシ」と具体的な措置を規定しているのには、如上の民主主義的統治機構の確立のありようを具体的に強要しない態度と表裏の連関があるとみられるのであって、それらは代議制統治の具体的形成と運営には不可欠な手段の位置を占める。

さらに付け加えておけば、10月4日の Memorandum concerning Removal of Restriction on Political, Civil and Religious Liberties (政治的民事的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廢ニ関スル覚書) や12月15日の Memorandum concerning Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto (*Kokka Shinto, Jinja Shinto*) [国家神道(神社神道)ニ対スル政府ノ保證、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル覚書] 等はポツダム宣言第10項の内容を具体化、明確化したものとみなしうるが<sup>(12)</sup>、これらの覚書もまた SCAP に対し指示された如上の人権のカタログに架橋せられて成ったと解して誤りなからう。公教育の経営管理にも直接連動してゆく論題として留目しておくべきである。

第四に、初期対日方針は、さらにポツダム宣言第11項を詳細に具体化する形で経済管理の根本原則、諸事項を指示していた。第1部(究極ノ目的)後段d項に「日本国民ハ平時ノ要求ヲ充シ得ルガ如キ経済ヲ自力ニ依リ發達セシムベキ機会ヲ与ヘ

ラルベシ」とあり、第4部(経済)においては、経済上の非軍事化〔軍隊・軍事施設用の物資生産の即時停止禁止など〕、民主主義勢力の助長〔民主主義的な労働農業産業組織の奨励・支持など〕、平和的経済活動の再開、(侵略に対する)賠償方法や返還、財政貨幣ならびに銀行政策、国際通商及金融関係、在外日本資産、日本国内における外国企業に対する機会均等、皇室の財産(以上a~i項)にかんする方針といった諸事項が規定されていたが、それらは経済の非軍事化、平和経済の確立、経済の民主化の三原則を示すものであった<sup>(13)</sup>。

以上のようなしだいであるから、ポツダム宣言の根本法原則を敷衍したことにより同宣言該条項と以後GHQ/SCAPから交付される日本管理諸法令との間を法制上架橋する作用をになったものとして、初期対日方針が被占領下日本管理法令研究の対象になったのは当然であるといわなければなるまい。われわれもまた同じような意味合いで日本管理法令の根本原則たる初期対日方針の教育改革立法政策形成過程への作用を軽視することはできない。したがって第一に、第3部(政治)a項中「理論上並ニ実践上ノ軍国主義及極端ナル国家主義(軍事教練ヲ含ム)ハ教育制度ヨリ除去セラルベシ」「嘗テ陸海軍ノ職業的將校並ニ下士官タリシ者其他軍国主義並ニ極端ナル国家主義ノ代表人物タリシ者ハ凡テ監督的及教育的地位ヨリ排除セラルベシ」といった教育非軍事化規定はもとより、人権のカタログを提示した同c項の諸規定に対しても、(好むと好まざるとにかかわらず)われわれは、ポツダム宣言第6項や第10項後段の根本原則をより具体化し明確化することによって日本教育管理諸法令との間を架橋する効果を導いた立法政策として、戦後日本教育改革立法史においても、そこに占める初期対日方針教育改革立法関連諸規定の重要な位置と意義をリアルに認識して史的探究にかかるべきである。

と同時に第二に、(そのことをふまえたうえで)「日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府 government」の樹立を求めるといふポツダム宣言の原則および代議制

統治の具体的形態の探求を日本人に委ねようという初期対日方針の姿勢が、教育改革立法、公教育の機構改革分野に対しても日本側の裁量性をかなりの程度で呼び込み容認する方向に作用してきたのは自然の成り行きというほかない。日本人の諸生活隅々までの改革を占領権力機構だけになうなどということは事柄の性質上そもそもできない相談だったとみるべきである。

ポツダム宣言受諾によって出現した超憲法的法秩序には、こうして、日本側において連合国とりわけ米国への、具体的には SCAP の教育管理政策に対する「従属」の姿勢と日本人自身による教育「自主」改革への意欲という——じっさいには出発点において実体的に背反的な——両翼の方向性の併存を許容する制度的基盤として、複雑に機能する要素が内包されていたのをけっして軽視できないように著者には思われるのである。われわれはこれから、かかる問題状況を的確にふまえながら、諸々の思考と行動の様式が織り成す教育改革立法政策の動態を複眼的に精確に捉えていくよう努めなければならない。

### (3) 日本管理法令の法的性質

かくして憲法を超出する法秩序の出現により日本国内法は、米国を中心とする連合国の管理下に置かれることになったわけである。そこで念のためにあらためて確認しておく、降伏文書は規定された条項を実施するために、SCAP により直接にまたはその委任により、日本政府に対し布告、命令、指示等が発せられることを予定していたが（第5項）、じっさいに発せられた命令の形式としては一般命令 General Order、指令 Directive、覚書 Memorandum などがあった<sup>(14)</sup>。このうち一般命令と呼ばれるものは一般命令第1号のみであり、指令は前述した9月22日付けの指令第3号を最後としている。連合国軍のその後の重要な命令はおもに覚書という形で発せられたとみてよく、また教育や文化にかんする諸命令が覚書という形式をとっているいじょう、われわれには、覚書というものがもつ法的な性質にそくしてそれらが教育改

革立法政策の生成過程にいかに関与したかを究めていくことが求められよう。

そこでこの点にかんしても日本管理法令研究を遂行した実定法学者たちの見解が参考になるのは当然である。すなわち一般命令・指令・覚書の性質を検討した田中二郎が、第一に、一般命令は降伏文書の具体的実施のために SCAP の指示にもとづいて発せられたものであることを指摘したうえで、それは「憲法の全く予定しなかつた法形式であり、憲法によつて憲法の上に出た降伏文書の一具体化に過ぎぬのであるから、その命ずる所が若し既存の法規と抵触するならば、その限りに於て、それ等の法規に改廃を加へる効力さへ有するものと解せねばならぬ」と言い切っていたのがまず注意される。すなわち陸海軍に対する命令たる一般命令第1号は、広く行政当局や私人までを対象としているがゆえに「陸海軍に対する単純な命令」というより「陸海軍に関する命令の性質」を有し、「その限りに於ては、少くとも一種の法規命令の性質を有するものなること」（傍点は引用者）が知られ得るというわけである<sup>(15)</sup>。

いっぽう降伏文書の調印によってわが国は「一定の範囲に於て、我が国家統治の大権が、联合国最高司令官の制限の下に置かれること、即ち联合国最高司令官に従属することを承認した」のであった。そこで第二に、その「従属」の当然の結果として、SCAP は従属者に対し「そこに定められた一定の範囲に於て」「一般的又は個別的な命令を発し得ることになった」のであり、「その内容はその『従属』関係の認められる全範囲に及び従属者を拘束する力を有する」とみなければならない。しかしそれが政府または軍その他の機関に宛てられたものである——直接国民を対象としていない——ことから、「指令が指令として国内法としての効力を有するわけではなく、「指令に基き政府に於て憲法の定める法制上の措置をとることによつて初めて国内法的にそれが実現せられることになるのである」。こう明言したうえで第三に、われわれ注目の覚書に言及した田中（二）の結論は、すなわち「指令第3号を最後として、

その後の命令は、事の軽重や抽象的具体的、一般的個別的の区別なく、普通覚書と呼ばれて居る」と言い、「別に号数を追ふこともなく、たゞ日本政府に対する覚書として、通常終戦連絡中央事務局を通して政府に手交せられて居る」ことを指摘しながら、覚書という形式の命令もまた「その性質に於ては指令と何らの差異がないと考へてよい」というものであった<sup>(16)</sup>。以上は学問的にじゅうぶん有理の、いまに妥当な結論であったように思われる。

かくしてわれわれは、GHQ/SCAPから発せられた覚書の類いを扱う場合に、それらが従属者すなわち天皇、日本政府、議会、文部省、内務省等を拘束する効力を有したことをただしく見定めることとともに、教育を対象にした覚書についても、9月20日の「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件、昭和二十年勅令第五百四十二号施行ニ関スル件にもとづく教育法制上の諸々の措置が執られることによって、それらの国内法的実現が図られていくことに注目していかなければならない。negativeの訳語、「禁止的」とか「消極的」「否定的」といった言葉のトーンに引き摺られてのことかどうか、これまでしばしば教育管理関係諸法令のもつ当時現行の教育法制との衝突ないしは緊張関係、あるいはそこに現れた建設的な教育法制形成機能をドロップさせてしまう嫌いがなかったとはいえないように思われるので、この点は著者がとくに注意を喚起したい問題のひとつである。

## 2 和平実現を通路とする國體護持プログラムの先行

### (1) 体制危機の回避策

「萬世一系ノ天皇」(帝国憲法1条)が「統治権ヲ総攬」(同4条)するという独特の法的手段を、しかもかぎりなく拡張的に駆使することによってなんともかとも不気味な国民的まとまりを創出することに成功し、極端に国家主義的で、覇権主義的、軍国主義的な強力を築き上げたアジア唯一の

近代的統一国家すなわち大日本帝国の落日が決定的となる情勢は、以上のような政治的法制的諸契機的作用が織り成されることによって産み出されてゆくわけである。戦後公教育の歩みの実際もまた如上の諸契機をぬきにして語ることはとうていできず、われわれはそのことをあらためてつよく意識すべきである。

けれども如上のポツダム宣言、降伏文書、初期対日方針に定められた根本原則の全面的発動に至るまでには、それを可能にするGHQの機構や陣容の整備に一定の時間を要したのはいうまでもない。そこでその間隙をついた天皇制政府および政治支配勢力の「かわり身の速さ」(松尾尊兎の言葉)には教育改革立法史、教育制度・政策史の観点からも活眼を要するのであって、(政治史分野の探究の早くからの指摘に学んで)われわれもまた、ありていにいえば本土決戦回避=和平を通路として天皇制を存置せしめ、平時の帝国憲法体制樹立の本格的探求をさしあたりは「『満州事変』前の政党政治体制への復帰」を企てることによって、なんとしても体制の変革を阻止しようとする目論見が、かかる歴史の重大な転換点においてなおつよく作用した事実を注視しておかなければならない<sup>(17)</sup>。支配勢力が課題としたのは、決戦時体制を解除してすみやかに「総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ」るべく、軍の統制と秩序の維持を遂行する建設的な「民主」化すなわち軍国主義勢力の国家機構からの除去にのみ置かれていたのであって、連合国側の要求にこの範囲では同意はする。が、それとともに國體を護持し、そのことによって、(東久邇内閣の副総理格だった国務大臣で日中戦争開戦時の元首相近衛文麿がマッカーサーに表明したごとく)マルキシズムの擡頭を阻止して「赤色革命」「共産革命」を未然に防止すること、換言すれば既存の経済秩序維持すなわち当時現行の私有財産制度を死守しうる秩序を確立することであった<sup>(18)</sup>。それゆえ陸、海軍をはじめ一切の軍事機構が統制・解体されるのは不可避の情勢にあったが、国策遂行の過程において極端な国家主義は批判の俎上にさえおぼることなく、覇権主義的な軍国主義

と極端な国家主義をネガティブな側面から支え続けた治安維持法をはじめ大正期以降再編増殖を続けた治安立法体系の維持や警察力の拡充が策され、悪名高い特別高等警察機構さえ強化された。政治犯思想犯の釈放などということは政府の眼中にはまったくなく、情勢は一路発展の基本線をたどるといふわけにはいかなかったのである。

戦後教育改革立法政策はこのような体制危機回避の目論見があらわに現出し、また諸々の意図が縦横に交錯するプロセスの中から生成を始めたのであった。SCAPの立法政策に対する「従属」の姿勢と教育「自主」改革立法への意欲が織り成す実際の動態構造には、当事者の肉眼では捉えがたい複雑さがあったとみるべきであり、それゆえに当代の「曇った眼」と後代の分析的な「澄み切った眼」（内田義彦の言葉）を重ねることによってこれをどう解くことができるか、それが問われてくるといわなければならない。

## （2）ポツダム宣言の内容およびその法的性質

では、如上のような目論見はいかにして追求されたのであったか。教育改革立法史の探究にも密接不可分なので、以下事柄の経緯と問題の所在をすこしく、まずはポツダム宣言の内容に触れて復習しておくことにする。

米国大統領トルーマンと英国首相チャーチルによりさきに協定され、のちに旧中華民国主席蒋介石の同意を得て、1945年7月26日ナチス崩壊後のドイツはベルリン郊外のポツダムで米、英、中三国の共同宣言として発表せられ、後日旧ソ連が参画したポツダム宣言は、まず三国首脳が日本に「戦争ヲ終結スルノ機会」を与えることで意見が一致したこと（第1項）、三国の陸・海・空軍が西方よりの増強を受けて日本に「最後の打撃ヲ加フルノ態勢」を整えたこと（第2項）を指摘し、また現在日本に対し集結しつつある力は対ドイツのそれに比して測り知れないほど強大であり、これの「最高度ノ使用」は「日本軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅」「日本国本土ノ完全ナル破壊」を意味する（第3項）と言い、日本国が「軍国主義的助言者」に

統御され続けるのか、それとも「理性ノ経路」を履むべきかを日本国自身が決意する時期が到来した（第4項）、と宣告している。そうして7項目の降伏条件を示し（第6-12項）、そのうえで日本国政府がただちに「全日本軍隊ノ無条件降伏」を宣言することおよびこれにかんする日本政府の誠意について「適当且充分ナル保障」を提供するよう要求するとともに、これ以外の選択は「迅速且完全ナル壊滅アルノミ」（第13項）と警告する、というものであった。降伏条件7項目のなかには軍国主義の永久除去、連合軍の軍事占領、日本国の主権の制限と領土の限定、日本軍の武装解除と軍人の家庭復帰、民主主義的傾向の復活強化に対する障礙除去、戦争犯罪人の処罰、産業の維持と再軍備のための産業・貿易の禁止などの諸事項が規定されていた。くわえて第12項にこれら諸目的が達成され「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ」とあり、またこうした文言、言句を通じて裏側には、撤収条件が整うまでは連合軍は軍事占領を継続するというつよい意思も示唆されていた<sup>(19)</sup>。

このような内容のポツダム宣言は法的な観点からみて日本国内に対しいかなる意義を有したかというに、降伏文書の第1項には、同宣言の「条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス」とあった。これによってそれら諸条項は降伏文書に取り入れられてその一部を構成することとなり、降伏文書の一部を構成することによって同宣言の各条項は「日本に対して正式に法的拘束力を有するに至った」と解されるとともに、日本管理の根本原則を定めた法令として重要な位置を占めるに至ったことが知られるのである<sup>(20)</sup>。

そこでここにあらかじめあらためて注意を喚起しておきたいのは、「教育」という言葉こそ用いられてはいないものの、第10項わけてもその後段（第3センテンス）の規定である。第10項の全文はこうであった。

「十 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」

教育立法勅令主義をつうじてもっぱら国家目的の実現にのみ終始しついに崩壊の極に至った日本公教育の民主的再生および戦後教育改革立法体系成立の始原は、これの無条件の受け入れに発する。われわれは、ポツダム宣言第10項後段にまさに規定されたとおりの観点が文化改革の柱石たる日本公教育の根本的刷新を要求するのは論理的歴史的にみて不可避の情勢にあったこと、またそれと同時にその論理的歴史的<sup>ダイヤモンド</sup>要求が正義に適うものであったことを見落してはならない。戦後日本の教育改革を「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重」という観点をドロップさせたまま議論するのはくれぐれも避けるべきであろう。

### (3) 日本側のしたたかな了解——「天皇ノ国家統治ノ大権」の変更要求を包含せず

とはいえ降伏関係往復文書<sup>(21)</sup>がじっさいに明るみに出しているのは、以上のような無条件降伏勧告が宣告されるに及んでもなお支配勢力にとって最大最高の関心事が、天皇制の存置はいかにすると可能になるかという一点に集中していた、という事実である。そこでさらに復習を続けると、すでに的確に刮目されてきているように<sup>(22)</sup>、「右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルノ了解ノ下ニ」というのが日本側の打診した受諾の条件であった（「ポツダム宣言受諾ニ関スル8月10日附日本国政府申入」）。ここに「天皇ノ国家統治ノ大権」とは「國體」という言葉と同義であり、その変更要求を包含せずとは、和平を実現すれば國體は護持されるという、したたかな了解を意味していた。

これに対する連合側側の回答の第一は、(日本側の打診に直接応答するというのではなくて)連

合国の立場を説明して「降伏ノ時ヨリ、天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ降伏条項ノ実施ノ為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」(1945年8月11日「合衆国、聯合王国、『ソヴィエト』社会主義共和国聯邦及中華民國ノ各政府ノ名ニ於ケル8月11日附合衆国政府ノ日本政府ニ対スル回答」第1項)というものであった。<sup>\*</sup>が、これは打診された受諾条件にそくした回答とはいえ、換言すれば「国内的関係における天皇の地位に関するもの」<sup>(23)</sup>を述べた規定ではなかった。つまり英文原文 shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers, 訳文「聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」(以上ゴチック体、傍点は引用者)は、ともにあきらかに「国際的關係における天皇と日本政府の地位に関するもの」を述べた規定であり、その含意は「天皇と日本政府の権能が聯合國最高司令官のもとに置かれ、その下位に立つといふこと」にほかならなかった。すなわち日本側の打診が国内における憲法上の天皇の地位を問題にしていたのに対し、連合側側の回答は「国際的關係における日本の地位」について規定していたのである<sup>(24)</sup>。

<sup>\*</sup>英文の原文はつぎのとおりであった。この第1項が先掲降伏文書の末項にほぼそのまま用いられているのはあきらかである。

From the moment of surrender, the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers, who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.

第二に、連合側側の回答には次いで、天皇および政府のなすべき事項が指示されていた。①天皇は日本国政府と大本営に対し「『ポツダム』宣言ノ諸条項ヲ実施スル為必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与ヘ且之ヲ保障」するよう命令すること、および軍に対し、戦闘行為の終止・武器の引渡し・最高司令官の降伏条項実施命令の発布を命令すること(同前第2項)、②日本国政府は「俘虏及被拘留者ヲ聯合國船舶ニ乗船セシメ」安全な地域に移送すること、などがその主要な内容である(同前

第3項）。天皇および日本政府がただちにこれらを実行に移すことになるのは前述のとおりである。

しかしながら第三に、回答の最後には「日本国ノ最終的ノ政治形態 The ultimate form of (the) government of Japan ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス」とあった（同前第4項）。日本側はこの最後項目をしたたかにとらえてこれを、たとえ第1項のとおりにSCAPの「制限ノ下」に置かれてもなお天皇大権に変更なしと、というか、（より丁寧に、その後の展開を参酌して言えば）先方は「少なくとも真っ向から、そして即時的には『國體ノ変革』=天皇制の廢絶を要求してはおらず、むしろ天皇制のある種の残存を容認している」（傍点は原文）<sup>(25)</sup>といった意味合いに解釈してはばからなかったとみられるのである。8月14日には、天皇が「『ポツダム』宣言ノ条項受諾ニ関スル詔書ヲ發布」したことおよび天皇には如上の指示を受け入れる用意のあることが打電され、こうしてポツダム宣言受諾が連合国側に正式に通告されたのであった。

8月11日付けの「合衆国政府ノ日本政府ニ対スル回答」を受けた統治権の総攬者天皇と日本政治の支配者たちは、こうして國體の護持に向けて、すでに準備されていた転進をいさんで開始していったのである。「惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ萬世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」という、きわめて情緒的な、まわりくどくて政策論理的にはなんともわかりにくい言い回しに続けて、詔書の第五段落には結論としてこれからの進むべき道がこう述べられていた。

「朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコト

ヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ」（官報号外昭和二十年八月十四日、傍点、ルビは引用者）

こうして終戦=和平実現による國體護持という新戦略がすべての官公吏と臣民に命じられた。内閣告諭が「今ヤ国民ノ齊シク嚮フベキ所ハ國體ノ護持ニアリ」（同前）と断じたように、これが14日付け詔書のもう一つの刮目ポイントであって、上記最終パラグラフは教育法制史的にも注視にあたいしよう。憲法学の奥平康弘がこれを引いて——上のごとく三つの言句に傍点を付しながら——「ここには治安維持法的な『國體』概念と、教育勅語的なそれとがたくみにブレンドされていて、見事である」<sup>(26)</sup>と評したが、言い得て妙である。

さらに彼は、降伏前後にしきりに問題とされた國體を戦前の大審院判決を引きつつあらためて法律学的に定義して、それは「『萬世一系の天皇が統治権を総攬したまう』ことを意味内容とする」と断ずるとともに、これと区別して國體というタームの多義化曖昧化に言及し、「体制側は、『敗戦にもかかわらず『國體はかわらない』』というスローガンを掲げるに至って以来、『国家統治の大権』の主体やそのありようとはいささか異なる、教育勅語的・臣民道徳的な『國體の精華』が編成替えをして、前面に出てくる」ことにも注意を喚起している<sup>(27)</sup>。後者の編成替えはいうまでもなく教育政策論議において顕著な事象であった。こういうわけだから、われわれはこれから、法律学的な意味における「國體」概念と臣民道徳的倫理的なラインで語られる「國體ノ精華」観念を厳密に仕分けしながら、したがってまた教育勅語についても、昭和戦前期にそれが備えるにいたってしまった教育法制の心張棒の最高規範的地位を精確的確に考慮に入れて、二つの側面すなわちそれが実定法規の中核へと浸潤してしまった側面と由来道徳法則的にのみ語られてきた側面とを混同しないよう慎重に議論していかなければならない。

かくして戦後教育改革立法政策の生成過程においては、その始まりにおいて、以上のような経緯と構図のもとにポツダム宣言・降伏文書・初期対日方針と終戦の詔書という日本国内法に対し効力

をもったところの、原理的には極端に相反する二つのラインがつよく作用していたのである。そのようななかで先んじて具体化されようとしていたのは、いうまでもなく詔書にもとづく國體護持のラインであった。日本近現代史において多義的な「國體」という言葉が敗戦後においても国民統合・人民支配に都合よく駆使され、「爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ」と命じられたことによって、萬世一系の究極価値にすりよってすこしも怪しまない旧態依然の心性はさらに厚みを増し、これが先行して依然日本社会を貫通しつづけたのである。

#### (4) 國體護持教育政策への水平移動

このような國體護持の指示がただちに公教育の機構を貫通したのはいうまでもない。鈴木貫太郎内閣の文相<sup>おおた こうぞう</sup>太田耕造の名により8月15日付けで発せられた文部省訓令第5号はその貫通を直截に証示して余りあろう。「戦局並世界情勢ノ相次グ急変ト残虐ナル爆弾ノ出現」の結果招来した「未曾有ノ国難」と「国歩ノ蹉跌」は、「偏ニ我等ニ臣子トシテノ誠足ラズ報國ノ力乏シクシテ皇國教学ノ神髓ヲ発揚スルニ未ダシキモノ有リシニ因ルコトヲ反省シ此ノ痛恨ヲ心肝ニ刻ミ臣子タル責務ノ完遂ヲ今後ニ誓ハザルベカラズ」(傍点は引用者)と述べた同訓令は、全国の教育関係者につきのように指示したのであったが、まさしくこれは、教育国策もまた依然ウルトラなまわが国に独特の、重疊的な國體イデオロギーにもとづくことをあからさまに天下に表明したものにほかならない。

「各位ハ深く此ノ大詔ノ聖旨ヲ体シ奉リ國體護持ノ一念ニ徹シ教育ニ従事スル者ヲシテ克ク学徒ヲ薰化啓導シ其ノ本分ヲ謬リナク恪守セシムルト共ニ師弟一心任ノ重キニ堪ヘ祖孫一体道ノ遠キヲ忍ビテ教学ヲ荆棘ノ裡ニ再建シ国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ラシメムコトヲ期スベシ」(官報 昭和二十年八月二十日第五千五百八十一号、傍点は引用者)

ここに護持されるべき國體とは、詔書および内閣告諭にいうのと同じく、国家統治の大権を「萬世一系ノ天皇」に委ねた大日本帝国憲法第1, 4条の制度と教育の淵源を「國體ノ精華」に求めた

教育勅語の道德とをともに前提にした混合タームと解されよう。そうしてポツダム宣言の受諾にもなうわが国教育国策の基調は、公教育の向かうべき目標をこのように方向づけた訓令を境にしながら戦時国家教育政策から「大詔ノ聖旨」を奉体する國體護持の教育政策へと、しだいに軍事色を薄めつつもほぼ水平の移動が図られてゆくとみるのが至当である。問題は、ここにわれら臣子に「匪躬ノ誠」足らず、「報國ノ力」乏しく、「皇國教学ノ神髓」を発揚することいまだ不十分という下々に向けられた「反省」はあっても、教育の事実の崩壊という重大な現実をもたらし「國體」という憲法論上の制度と「國體ノ精華」という道德上の教育理念がもつお上の「責任」を反省しようとする態度は寸分も認められないということである。

8月16日に組閣を命じられた<sup>ひがしくにのみやなるひこ</sup>東久邇宮稔彦王の「反省」もまた同じで、彼は17日午後の初閣議の劈頭、組閣にあたり天皇より「『憲法を尊重し軍の統制と秩序の維持に努め時局の収拾に努力せよ』との御言葉を賜った」(傍点は引用者)と発言し、「この御言葉を充分に体して国難突破に邁進したいと思ふ」と述べて、「新内閣の本質的な基調」を表明するところから出発したのだった<sup>(28)</sup>。第88回帝国議会9月5日の衆議院本会議、敗戦の経緯を弁明した所信表明演説においても、出自、身分ともに天皇にもっとも近い憲政史上初めての皇族出身内閣総理大臣として、「大詔ノ御精神ト御諭シ」「有難キ御仁慈ノ大御心」に対する「自肅自省」に終始し、詔書の路線を忠実に実践してなんのためらいもない。曰く、敗戦の原因は一つに止まらない。「前線モ銃後モ軍モ官モ民モ総テ、国民悉ク静カニ反省スル所」がなければならず、われわれは「今こそ総懺悔シ、神ノ御前ニ一切ノ邪心ヲ洗ヒ浄メ、過去ヲ以テ将来ノ誠メトナシ、心ヲ新タニシテ戦ヒノ日ニモ増シタル拳國一家、相援ケ相携ヘテ各々其ノ本分ニ最善ヲ竭シ、来ルベキ苦難ノ途ヲ踏ミ超ヘテ、帝國将来ノ進運」を開くべきである。この重大な局面のなか「国家ノ運命」をにない、「其ノ嚮フベキ所ヲ誤ラシメズ、

國體ヲシテ彌ガ上ニモ光輝アラシムル」のは国民の一大責務であり、「一言一行悉ク 天皇ニ絶対帰一シ奉リ、苟モ過タザルコトコソ、臣子ノ本分」にはかならない。それゆえわれわれもまた「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ンデ、今日ノ敗戦ノ事實ヲ甘受シ、断固タル大国民ノ矜持ヲ以テ」ポツダム宣言を——天皇の国家統治の大権＝國體の変更要求なしと了解して——履行し「誓ツテ信義ヲ世界ニ示サントスルモノ」である、と。（以上傍点、ルビは引用者）

このように呼びかけたあと首相は、（組閣直後の談話と同じく）「建設的ナル言論ノ洞開」を促し、「健全ナル結社ノ自由」を認めたい旨述べたのであったが、具体的措置としては1941（昭16）年12月18日（官報12月19日）の「言論、出版、集会、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメテ安寧秩序ヲ保持スルコト」（1条）を目的とした戦時立法すなわち言論、出版、集会、結社等臨時取締法（昭16法律97）を撤廃する意向を、そしてこれのみを表明するに止めてなんらの思案も示してはいない\*。しかし東久邇内閣のかかる「反省」の根本を支えたのは、この演述中においても再言されているように、組閣にあたり天皇から「特ニ憲法ヲ尊重シ詔書ヲ基トシ、軍ノ統制、秩序ノ維持ニ努メ、時局ノ收拾ニ努力セヨ」（傍点は引用者）と直接指示されたという「究極的価値たる天皇」への「近接度」<sup>(29)</sup>

（丸山眞男の言葉）以外のなにものでもなかった。教育事項にかんしては、「新シキ教育文化ノ建設」は産業の転換復旧とともにもとより大事業である、と述べられているにすぎないが、演述の全体が教育界にも向けられていたのに贅言は要しない。（以上第88回帝国議会衆議院議事速記録第2号、官報号外 昭和二十年九月六日、なお同日の貴族院本会議でも同旨）

\* ちなみに第88回帝国議会において東久邇内閣は、首相の所信表明で示した言論、出版、集会、結社等取締法撤廃の措置すら執らず、同法の廃止は、同内閣瓦解後の10月12日（官報10月13日）の国防保安法廃止等二閣スル件（昭20勅令568）の公布施行を待たねばならなかった。

こうして東久邇内閣が詔書の路線に忠実に、國

體すなわち大日本帝国憲法体制のキー・コンセプトを維持し、「軍ノ統制」と「秩序ノ維持」を二大方針として、したがって公教育のありようをかかせる体制秩序とプログラムに従えて出発したのはまぎれもない事実なのである。軍の解体政策がしだいに進行する中で旧治安体制の維持強化をいっそう喫緊の課題としていた統治者の側では、占領権力の意向を付度した軍国主義や軍閥への「非難」はあっても、軍国主義の跳梁や軍閥の跋扈を招来する手段として作用した極端な国家主義に対する、國體および國體ノ精華を標的にした真の反省などどこからも起こりようがなく、法と道徳を具体的支配の手段化するこうした論法から人間精神の自律にふかくからめて教育の新しい方向を打ち出す教育改革立法の探究などという所業は東久邇内閣にはどだい無理な話だったというほかない。こうして非軍事化は標榜されはしたものの、國體護持の見地から当時現行の教育法制度＝教育勅語・勅令体制の維持すなわち平時国體護持教育法制への水平移動が国是として周到に図られたのである。戦後教育改革立法の生成過程は、戦前・戦時教育法制批判の観点だけでなく、平時国體護持教育法制の確立に向けて一路邁進した東久邇内閣の教育立法政策がいかにして克服されるかという観点からも解かれてゆくべきである。（続く）

## 注

- (1) 小森陽一『天皇の玉音放送』（五月書房、2003）、『大佛次郎 敗戦日記』（草思社、1995）、半藤一利『日本国憲法の200日』（文春文庫、2008）等々参考。
- (2) 家永三郎『太平洋戦争』（岩波書店、1968）の第2編第10、11、15章参照。
- (3) 大蔵省財政史室編・秦郁彦著『アメリカの対日占領政策』（東洋経済新報社、昭51）、竹前栄治『GHQ』（岩波書店、1983）、福島鑄朗『G.H.Q. 東京占領地図』（雄松堂出版、1987）、1945年8月31日新聞各紙参照。
- (4) 田中二郎「日本管理法令と国内法」、日本管理法令研究会編『日本管理法令研究』第1巻第1号（大雅堂、昭21）52-53頁。
- (5) 秦、前掲書、竹前、前掲書参照。
- (6) 秦、同前112・147頁。米國ノ初期ノ対日方針の成立

- 事情については、同76頁-122頁を参照のこと。
- (7) 高野雄一「法令解説 降伏後に於ける米国の初期の対日方針」日本管理法令研究会編『日本管理法令研究』第1巻第2号（大雅堂，昭21）80-81頁。
  - (8) 横田喜三郎「日本の法的地位」，(4)の文献16頁。
  - (9) 田中二郎「日本政治管理の基本原則」，(7)の文献29頁，高野雄一，前掲法令解説，同81頁。
  - (10) 田中（二），同前30-36頁参考。
  - (11) 高野，(7)の文献88頁。
  - (12) 同前，89頁。
  - (13) 鈴木竹雄「日本経済管理の基本原則」，(6)の文献57-63頁。
  - (14) 「指令の形式」については、外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第2巻（東洋経済新報社，昭24）の「凡例」に解説がある。2-8頁。
  - (15) 田中（二），前掲(4)の論文58-59頁。
  - (16) 同前，60-61頁。
  - (17) 松尾尊兌「旧支配体制の解体」岩波講座・日本歴史22『現代1』（岩波書店，1977）84頁。
  - (18) 「近衛国務相『マッカーサー』元帥会談録」江藤淳編『占領史録3——憲法制定経過——』（講談社，1989）97-103頁。
  - (19) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第1巻（東洋経済新報社，昭24）7-12頁。
  - (20) 横田喜三郎「法令解説 ポツダム宣言」，(4)の文献85頁。
  - (21) 外務省特別資料部編，前掲書13-22頁。引用は『日本占領重要文書』第1巻（日本図書センター，1989）から。
  - (22) たとえば丸山眞男『日本の思想』（岩波書店，1961）34-36頁など。
  - (23) 横田，前掲論文，(4)の文献13頁。
  - (24) 同前，14頁。
  - (25) 奥平康弘『「萬世一系」の研究——「皇室典範なるもの」への視座』（岩波書店，2005）19頁。
  - (26) 同前，20頁。
  - (27) 同前，18-19頁。
  - (28) 1945（昭20）年8月18日朝日新聞。
  - (29) 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『丸山眞男集第3巻』（岩波書店，1995）27頁。

（北海道教育大学名誉教授）